

橋本市告示第39号

橋本市開発事業指導要綱の一部を改正する告示についてを、別紙のとおり定める。

令和8年2月16日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市開発事業指導要綱の一部を改正する告示

橋本市開発事業指導要綱(平成18年橋本市告示第172号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表(第8条関係) 事前協議申請書 添付図書 1~13 略 14 <u>隣接地、周辺地域等の土地権利者等一覧表(様式第1号の2)</u> 15~24 略</p>	<p>別表(第8条関係) 事前協議申請書 添付図書 1~13 略 14 <u>隣接土地所有者等一覧表</u> 15~24 略</p>

様式第1号の次に次の1様式を加える。

隣接地、周辺地域等の土地権利者等一覧表

- (注) 1 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入してください。
2 権利の種別欄には、土地の所有権、抵当権等の別を記入してください。(登記事項証明書に記載された権利)
3 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入してください。
4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、「摘要」欄にその旨を記入してください。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。